



東京地判令和2年8月6日（振り込め詐欺救済法）

中川， 丈久

(Citation)

私法判例リマークス, 64:26-29

(Issue Date)

2022-03-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496739>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



消費者庁から注意喚起情報等の通知を受けて 預金取引を停止した金融機関に対する預金払 戻請求を棄却した事例

【民法】
債権

「判決のポイント」

本件は、消費者庁から、消費者安全法に基づく注意喚起情報を公表した旨及び口座情報の通知を受けた被告金融機関が、原告の普通預金口座について預金取引の停止措置をとり、原告への預金払戻しを拒絶する事件である。本判決は、いわゆる振り込め詐欺救済法三条一項にいう「疑いがある」とする被告の判断には合理性があるとして、被告は払戻しを拒絶することができると判示した。規制行政官庁からの情報提供を機縁とする預金取引の停止措置に関するはじめての判決例と思われる。

【事案】

事業会社であるXは、銀行であるYとの間で預金契約を締結し、X名義の普通預金口座（本件預金口座）を有している。預金残高は令和元年一〇月一五日現在で、七四六〇万二七八二円である。

消費者庁は、Xが開催する一連のセミナーについて調査を進めた結果、消費者安全法二条五項三号にいう「消費者の利益を不当に害：するおそれのある行為」（不実告知。同法施行令三条参照）を確認したとして、令和元年九月二七日付けで、同法三八条一項の規定に基づく注意喚起（本件注意喚起）を行った。すなわち、Xの社名、法人番号、所在地、代表者を明示して、「特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどと

うたい、高額の投資をさせる事業者に関する注意喚起」と題する公表資料を都道府県及び市町村に提供するとともに、公表した（同庁のウェブサイトに掲載）。その公表資料は、Xが全国各地でセミナーを開催し、同社事業への投資を内容とする加盟店契約の締結を勧誘していること、消費者庁が確認した事実関係とXの勧誘文言との間に齟齬が見られること（不実告知）を記して、「セミナーでの話と実際とは異なります」と警告する文書である。

続いて消費者庁は、同法三八条二項の規定に基づく「関係行政機関の長等」に対する情報提供として、令和元年一〇月三日付けでYに対し、本件注意喚起の事実及び本件預金口座が本件注意喚起に係る消費者被害を生じさせた事業者の口座であると記載した書面（本件通知）を送付した。Yは、令和元年一〇月四日付けで、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）三条、及びYの普通預金規定を根拠として、本件預金口座について取引停止措置（本件取引停止措置）をとった。

Yは、遅くとも同月七日までにXから本件預金口座内の預金の引出しを求められたが、これを拒絶した。そこでXはYに対し、「七四六〇万二七八二円及びこれに対する令和元年一〇月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え」との訴えを提起し

東京地裁令和二年八月六日判決——請求棄却（控訴）
（令元の二八〇五四号、預金債権払戻請求事件）
判時二四七六号三〇頁、金法二一五六号八一頁

神戸大学教授 中川文久

た。

「判旨」

「(1)振り込め詐欺救済法……三条一項に定める預金口座等に係る取引停止等の措置は、被害者の被害回復の実効性確保のための保全的措置である。そうすると、当該金融機関の預金口座等について犯罪利用預金口座等である疑いがあると判断した場合には、その判断に合理性がある限り、当該金融機関は、当該口座等について取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻の請求を拒絶することができる」と解するのが相当である。

(2)本件注意喚起及び本件通知が消費者問題を所管する行政庁によって法律上の根拠に基づいてされたものであること、本件注意喚起の内容が詳細かつ具体的なものであることからすれば、本件通知を受け取ったYが、その記載内容を信用することには十分な合理性があると言い得る。また、本件注意喚起において指摘されている不実の告知は、消費者からの財産交付という処分行為に向けられた欺罔行為と評価する余地があるものである。

そうすると、……本件通知を受け取ったYが、本件預金口座について、振り込め詐欺救済法二条四項にいう犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことは合理性があるといえることができる。

(3)次に、……、「原告提出の書証として、消費者庁長官に宛ててXによる不実告知はないと述べる」それらの文書は、いずれも……、その体裁からして、直ちに高い信用性を肯定し得るものではない。

また、Xは、本件注意喚起において第一次募集に係る契約の対象商品である……通信機器が一台も製造されていなかったと指摘している部分が事実と反すると主張し、……通信機器とされる写真(……)を提出することの裏付けになるものではない。

このことに加え、消費者庁がCと称する人物から本件注意喚起の内容を否定する文書の提出を受けながら未だに本件注意喚起を撤回も訂正もしていないことや、本件注意喚起が公表されてから本件口頭弁論の終結に至るまでの約半年間、国に対し、本件において訴訟告知をしたのみで、損害賠償請求等積極的な法的措置を講じていないことを踏まえると、本件預金口座が振り込め詐欺救済法二条四項にいう犯罪利用預金口座等であるとのYの疑いは、今なお合理的なものということが出来る。

以上によれば、Yは、Xに対し、本件取引停止措置を取り、これを継続していることを理由として、本件預金口座に係る預金の払戻を拒絶することができると認めるのが相当である。」

〔先例・学説〕

預貯金が取引停止の対象となり、その払戻しを拒絶された口座名義人が、金融機関に預貯金債権の払戻請求をする事件は、振り込め詐欺救済法の制定以前からある(東京地判平19・2・14金法一八〇六号五八頁)。同法制定後は、東京地判平22・7・23(金法一九〇七号二二頁)をはじめとして、本判決までに一〇件以上の下級審判決がデータベース上で確認できる。本判決を除くすべてが、警察または、被害者代理人の弁護士から

の情報提供と停止依頼によって、停止措置がとられた事案の判決である。こうした払戻請求事件において、被告金融機関がいかなる主張立証をするべきかの考察としては、各判決批評のほか、沖野眞己「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題」金融法務研究会報告書『近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』(二〇一五年)六九頁がある。

なお、預貯金の取引停止措置は、預貯金の払戻の停止以外に、振込金受入等のサービス停止も伴いうるが、こちらを争う事案の判決は見あたらない。また、停止措置が解除された後に、口座名義人が、警察(都道府県)や弁護士が金融機関に凍結依頼をしたことが不法行為にあたるとして、これらに損害賠償請求をする事例もある。振り込め詐欺救済法制定前には東京地判平20・11・12(判時二〇四〇号五一頁)があり、同法制定後は、東京地判平24・9・13(判時二一六七号四六頁)、東京地判平29・2・15(判例集未掲載)がある。

〔評論〕

一 はじめに

本判決は、判旨(1)(預金取引停止措置の性質)、判旨(2)(取引停止措置をとったことの評価)、判旨(3)(取引停止措置を解除しないことの評価)という構造である。以下では、判旨(1)の検討において、普通預金規定と振り込め詐欺救済法の関係を取り上げつつ、取引停止措置の要件や選択に関する金融機関の判断方法を整理する。それを用いて、判旨(2)(3)の検討においては、消費者安全法三八条に基づく注意喚起という本件事案の特徴が、金融機関の判断や、裁判所の審査にどう反映されるべきであったかを取り上げる。

二 判旨(1)・預金取引停止の性質

1 普通預金規定の改訂から振り込め詐欺救済法の導入へ

本判決は言及を省略しているが、Yの普通預金契約

の約款(普通預金規定)には、「この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」に、「当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします」との文言がある。また、「この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください」とも定めており、預金取引の停止は口座名義人の説明次第で解除されることを示す。逆に、預金契約が解除(いわゆる強制解約)される余地があることも明らかにしている。

預金取引の停止は、その法的性質の違いから、二種類のものから成ると説明されている。金融機関が、(ア)普通預金規定が定める事由に該当したため、同契約に基づく各種債務が発生しないことを理由に、振込金受入れなどを行わない(停止すること、及び、(イ)すでに発生している普通預金残高の払戻債務について、普通預金規定が定める事由に該当したため、当該債務の履行拒絶権が発生したことを理由に、払戻しに応じない(停止すること)である(中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務事情一七四六号一六頁などを参照)。預金契約(普通預金規定)上こうした金融機関の地位が定められているのであるから、普通預金規定を正しく解釈適用した(イ)である限り、口座名義人に対する債務不履行にはあたらないし、口座名義人からの債務履行請求も認められない。

預貯金の取引停止に関する約款規定は、全国銀行協会が平成一二年に、預金口座の不正利用を防止するため、普通預金規定ひな形を改定したことを機縁として、各種金融機関の普通預金規定や通常貯金規定に導入されている。積極的に運用されてきたようであるが、その結果、滞留する口座残金の処理方法が問題化し、平成一九年に振り込め詐欺救済法が議員立法で制定された。同法の主たる目的は、口座の残金を誰が、誰に、いくら配分するかという難問を解くことにある

り、預貯金債権の消滅手続、及び被害回復分配金の支払手続を新たに創設した(田尾幸一郎「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリー一三五二号(二〇〇八年)九三頁)。

同法はまた、そうした諸手続の前段階として、預貯金取引の停止措置の規定を置く。すなわち、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとす」と定める(同法三条一項)。ここでいう「犯罪利用預金口座等」とは、「振込利用犯罪行為において、……振込みの振込先となった預金口座等」のほか、「専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等」も含む(同法二条四項)。「振込利用犯罪行為」とは、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、……その被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの」である(同法二条三項)。

2 普通預金規定と振り込み詐欺救済法の関係
では、金融機関が預金取引を停止する根拠は、普通預金規定か、それとも振り込み詐欺救済法三条一項か。

判決例での取扱いは区々である。被告金融機関が両方を根拠として主張していても、振り込み詐欺救済法にもとづく措置としてのみ検討を加える例(本判決など)、両者の区別がまったく頓着しない例(東京地判平28・10・18判例集未登載)がある。その一方で、被告金融機関がどちらを根拠として主張するかに対応した判例を示す例もある。被告が根拠として主張する普通預金規定のみに照らして、取引停止措置の適否を判断する東京地判平27・6・23(金法二〇三〇号九一頁)、被告が双方を根拠として主張したため、分けて判示する大阪地判平28・5・30(金法二〇六三三号七九頁)、東京地判令2・6・30(金法二一六三三三号七七頁)などであ

る。ただ、どの判示も内容的な差はない。

両者の関係については、沖野・前掲七五頁が、普通預金規定の「一具体化」として、『犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき』が位置付けられる」と述べるほか、ごく短く言及する判決批評がある程度である。そこで筆者のさしあたりの理解を述べると、次のとおりである。

振り込み詐欺救済法三条一項は、金融機関が預金契約上すでに有する地位を確認する規定に過ぎない(創設的規定ではない)。ただ、同法は、非常に漠然とした契約約款の解釈を整理する機能——普通預金規定が想定しているはずの金融機関の判断枠組みを明確化する機能——を果たしているのではない(しかもそれは、「振込利用犯罪行為」以外の場面にも応用可能)と考えられる。

同法三条一項、二条四項、四条一項などを手掛かりにすると、金融機関が取引停止措置をとるという組織的意思決定をするときの判断枠組みは、次のとおりである。第一に、取引停止措置の要件該当性として、「犯罪利用預金口座等である疑いがある」かを判断する。それが肯定されると、第二に、取引停止措置の内容容選択に移る。いつ停止する必要があるか(直ちにか、いつまでか)、どの範囲で停止する必要があるか(払戻拒絶は残高のすべてか一部か、振込金受入等のサービスをどの範囲で停止するか)である。それぞれの判断がさらにどう細分化され、どのような情報を用いれば十分か(調査義務の範囲)も、同法の各種規定が参考になる(三、四で言及する)。本件で争われたのは、要件該当性(判旨②)のほか、取引停止措置の内容容選択のうち、措置継続の妥当性(判旨③)である。

なお、本判決は、「疑いがあると……の判断に合理性がある限り、当該金融機関は、当該口座等について取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻の請求を拒絶することができる」(傍線は筆者)と判示する。しかし、普通預金契約に照らして預金払戻しの正当な拒絶事由があれば

債務不履行にならないのであって、措置をとることが(預金契約上であれ、法律上であれ)「法的義務」である必要はないはずである。前述のとおり、同三条一項は、金融機関に新たな義務を創設するものではないと解される(金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」も、その解釈を前提にしていると思われるが、詳細は省略する)。

三 判旨②・取引停止措置の要件の該当性

1 要件該当性の判断枠組み

振り込み詐欺救済法の諸規定をヒントにすると、取引停止措置の要件該当性の判断は、「犯罪利用預金口座等」該当性と、その「疑い」該当性に分けて理解することが適切である。

第一に、「犯罪利用預金口座等」該当性は、さらに、「振込利用犯罪行為」該当性(人の財産を害する罪の犯罪行為)であり、かつ、被害者からの口座振込を利用するものであること、及び、「口座等」該当性(振込先口座か、移転先口座であること)に分かれる。「振込利用犯罪行為」該当性を否定した例として、大阪地判平28・5・30(金法二〇六三三三号七九頁)、大阪高判平28・11・29(金法二〇六三三三号七二頁)、東京地判平29・2・15(判例集未登載)があり、「口座等」該当性を否定した例として、東京地判令元・12・17(金法二一三三三三号八六頁)、東京地判令2・6・30(金法二一六三三三号七七頁)がある。

本判決はこの諸論点のうち、「人の財産を害する罪の犯罪行為」か否かについて、「不実の告知は、消費者からの財産交付という処分行為に向けられた欺罔行為と評価する余地がある」として、これを肯定しており、妥当である。同法三条一項が「人の財産を害する罪の犯罪行為」をいうのは、同法四条以下の債権消滅や残高分配の手続を必要とする財産被害の場面を規定してのことである。なお、「人の財産を害する罪の犯罪行為」でなくとも、普通預金規定に基づく預金取引の停止をなしうることは、いうまでもない。

第二に、「疑い」該当性は、本判決も明示するとおり、取引停止措置が保全的措置であることを示す要件である。金融機関の立場からみて合理的な疑いが払拭

できないという立証水準でよい（東京地判平23・6・1判タ一三七五号一五八頁など参照）。このことは、普通預金規定の解釈としても十分に導きうるが、振り込み詐欺救済法も、同法三条一項（「疑いがあると認めるとき」と四条一項（「疑うに足りる相当な理由があると認めるとき」）の規定振りの違いによって明示している。

2 判断に使用する情報

同法三条一項は、金融機関が「捜査機関等から……情報の提供があることその他の事情を勘案」することと定める。金融機関は法令上の調査権限をもつわけではない。また、「疑い」程度であっても、「金融機関の内部管理情報（口座の取引記録、口座名義人の本人確認情報など）だけで「犯罪利用預金口座等」該当性を判定するには、大きな困難が伴うであろう。それゆえ、「捜査機関等」からの外部提供情報がきわめて重要である。なお、口座名義人への聴き取りは、資金を移動されるおそれがあるため、停止前に行うべきでないことが通例と思われる（四で述べるように、停止後に聴き取って、解除の判断材料とすればよい）。

外部提供情報は大きく二つの類型に分かれる。

ひとつは、被害者本人や、その代理人弁護士や司法書士からの情報提供と凍結依頼である（江野榮「秋山努編『Q&A振り込み詐欺救済法ガイドブック』（民事法研究会、二〇一三年）を参照）。

もうひとつは、法令上の所管事項があり、それについて調査権限（その強さは様々）をもつ政府組織から提供される情報である。都道府県警察のほか、行政官庁（金融庁や消費者庁など）、独立行政法人（国民生活センター）、地方自治体（消費者行政担当部署）からの情報である。振り込み詐欺救済法の制定後、国の関係省庁で構成する「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」は、平成二二年六月一八日付けで申し合わせをしている（行政庁及び警察は消費生活侵害事犯につき、同法の定める犯罪利用預金口座等の疑いを認知したときは、当該情報を金融機関に提供することとする）。これを受けて消費者庁は、都道府県・政令指定都市消費者行政担当部長宛

に、金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供に積極的に取り組まれない旨を通知している。

3 本件で提供された情報の性質

消費者安全法三八条一項の注意喚起情報は、「消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報」であるから、通知を受けた金融機関が自主的に判断すれば、取引停止措置をとる結論になることはきわめて自然である。この点について本判決は、「消費者問題を所管する行政庁」「法律上の根拠」「内容が詳細かつ具体的なもの」といった諸要素を指摘して、「Yが、その記載内容を信用することには十分な合理性がある」と判示するが、かなり回りくどい。大がかりな予防措置である注意喚起というその制度趣旨に鑑みれば、Yにおいて停止措置の要件該当性を疑う余地などなかったと判示することでも十分であったと思われる。

似た場面についての規定として、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律四条三項がある。消費者庁長官から利用停止等の措置をとることの要請を受けて、取引デジタルプラットフォーム提供者が当該措置をとった場合、当該提供者は「販売業者等に生じた損害について、賠償の責任を負わない」と定めている。取引デジタルプラットフォーム提供者と販売業者等の間の利用契約は、預金契約などに比べて標準化にほど遠く、精粗様々である。そのため、契約の解釈だけで債務不履行にあたらないとできるとは限らない現状に鑑みた規定であると思われる。

四 判旨(3)・取引停止措置の内容選択

では、停止措置の解除はどう判断すべきか。

第一に、三で述べたことに照らすと、金融機関は自己が合理的に知り得た情報をもとに、「疑い」が残るかどうかを判断すれば足りる。取引停止を受けた口座名義人が、金融機関に説明をしてくれば、それをもとに「疑い」が解消されたか否かを判断すればよい。

口座名義人が停止措置の解除を得るもつとも有効な方法は、情報提供者と直接に対峙することである（具

体例として、東京地判平24・9・13判時二一六七号四六頁を参照）。そこで懸念が解消されれば、口座名義人は情報提供者に、金融機関への提供情報を撤回等するよう求めるはずであるから、金融機関はそれを持って解除すればよい。捜査機関や行政官庁、国民生活センター、地方自治体は、こうした直接対峙を切に希望するはずである。日弁連の統一書式も、口座名義人に弁護士に連絡をとるよう金融機関に求めている。この点で、金融機関が、日弁連統一書式による停止依頼を受けた場合は弁護士の実在を確認したうえで、原則として停止していることは、きわめて妥当と思われる。全国銀行協会「振り込み詐欺救済法における口座凍結手続きについて」という説明資料も、情報提供者に「直接対応いただける」という重要性を指摘する。

そうすると、裁判所はまずは、預金取引停止の措置後に金融機関が合理的に知り得た情報だけをもとに、解除しないことの適否を審理すべきである。本判決では、消費者庁による注意喚起情報の撤回等がないことに言及する箇所が、これにあたる。

第二に、とはいえ裁判所が、金融機関が提訴前に知り得なかった事実（訴訟手続ではじめて見た書証など）をもとに、金融機関が抱いた「疑い」は明らかに解消されたと判断することも、ありえないではない。この場合、被告金融機関は判決時点で取引停止を解除し、払戻請求に応じればよい（遅延損害金は生じない）。

本判決は、消費者庁長官宛てに送られたとする文書や、通信機の写真などが「疑い」を解消するかを検討している。もしもこれらが「疑い」を解消するだけの立証であり、かつ、Yがそれを提訴前に知る由もなかったのであれば、債務不履行の起算点に留意する必要がある（この点につき、本判決の評釈である山本周平「消費者庁による注意喚起を端緒とする預金口座の取引停止措置」【金法二〇一六号（二〇二二年）一三〇一四頁も参照）。

（ながわ・たけひさ）